

【再評価理由】③事業再評価を実施した年度から5年目の年度において、なお未着工または継続中のもの

【再評価回数】5回目

【前回実施年度】平成30年度

【事業種別】街路事業

【事業名】東野田河堀口線（大手前）整備事業

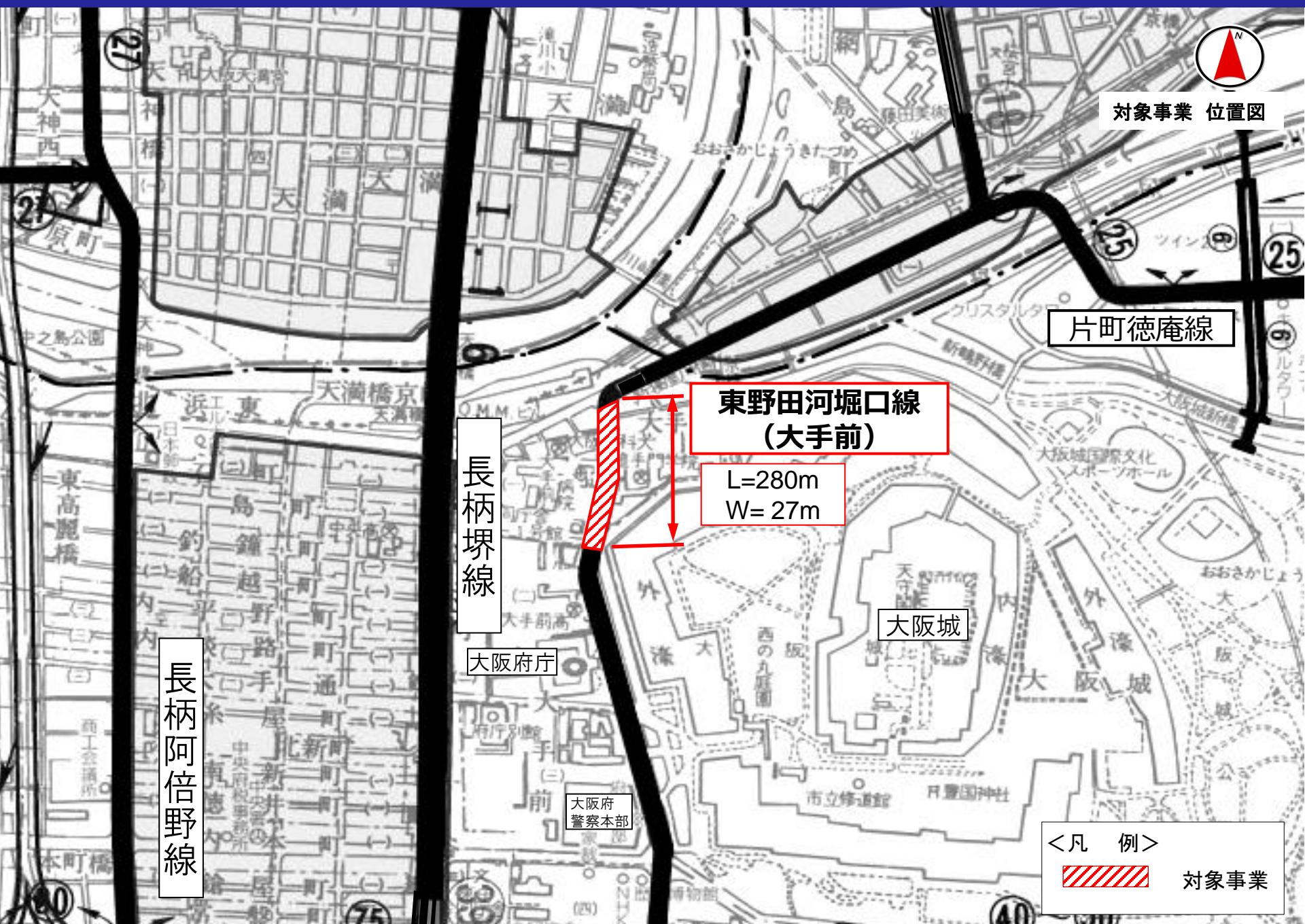
令和5年11月

建設局

●所在地 一 拡大図



対象事業 位置図



1 事業目的

[事業目的]

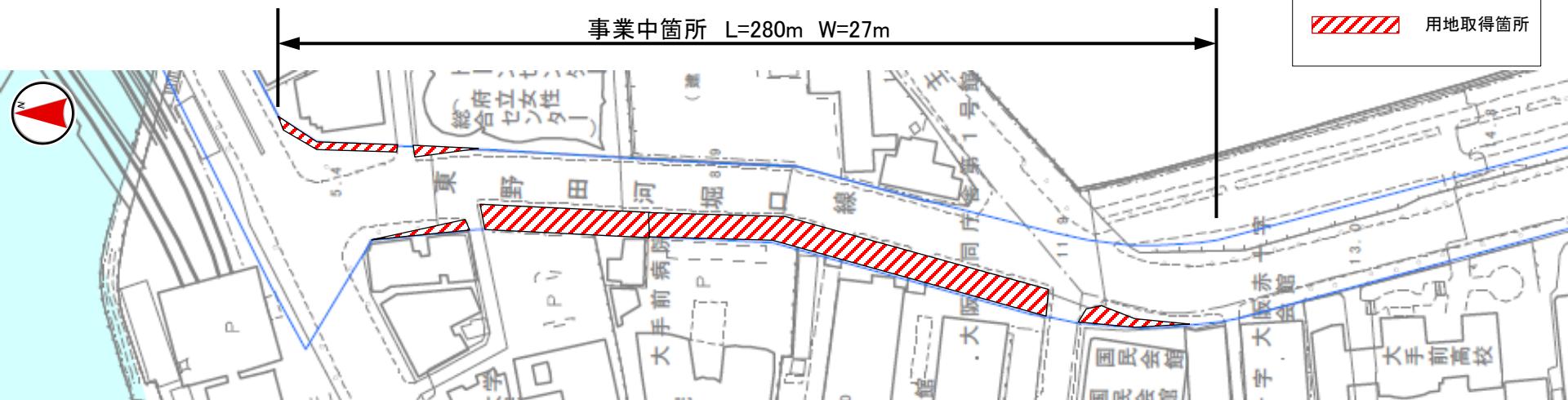
- 東野田河堀口線は、都島区の国道1号から天王寺区の玉造筋線までの延長約5.8km、幅員27mで計画された路線で、大半の区間は整備され、上町筋として供用している。
- 当該区間については、沿道に学校や病院等が立地し通学路にも指定されていることから、歩行者や自転車の交通量が多い中で、既設歩道が狭くすれ違いが困難な区間が存在し、交通安全上の課題を抱えている。
- 当該区間の整備により、歩行者等の安全性の向上、自動車交通の円滑化及び電線類の地中化による防災性の向上を図ることとしている。

[上位計画]

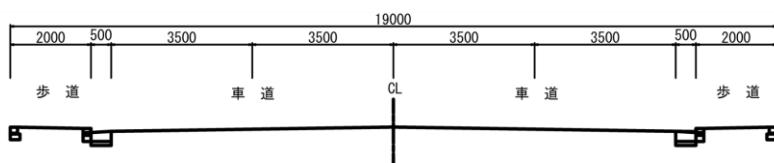
路線名	都市計画道路 整備プログラム	密集市街地における 防災骨格路線	地域防災計画		無電柱化推進計画	無電柱化整備計画
			避難路	緊急 交通路		
① 東野田河堀口線（大手前）	○				○	○
② 尼崎平野線（山王）	○	○		○	○	○
③ 豊里矢田線（鴨野・蒲生）	○		○		○	
④ 正蓮寺川北岸線（伝法・伝法東）	○		○		○	
⑤ 尼崎堺線（住之江）	○		○		○	

2 事業内容

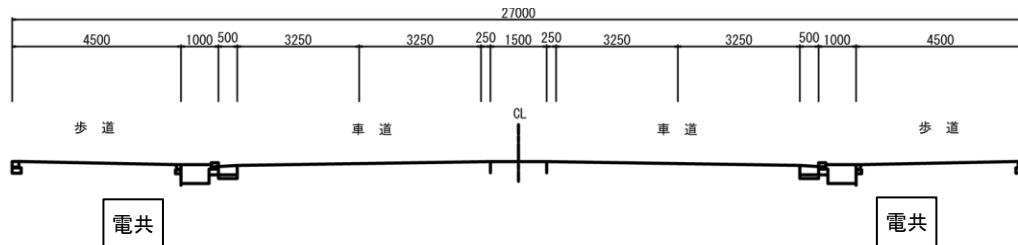
[工事内容]



現況断面



計画断面



<凡例>

用地取得箇所

- 路線名：東野田河堀線(大手町)
- 路線番号：3.3.48
- 所在地：中央区大手前1丁目～大阪城
- 事業延長：280m
- 計画幅員：27m
(片側2車線、歩道・電線共同溝を整備)
- 現道幅員：19m(片側2車線、歩道あり)

2 事業内容

[事業内容]

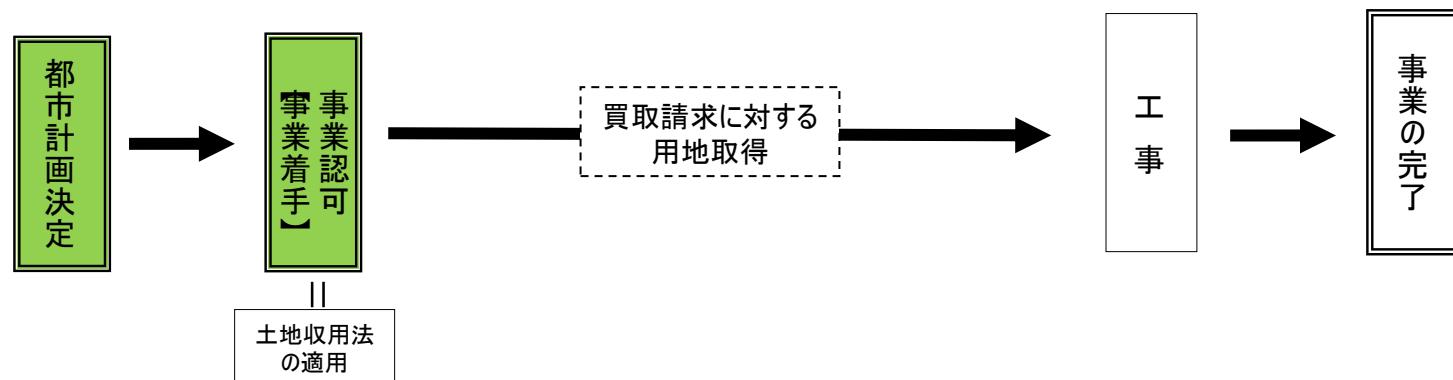
◆ 事業の概況

- ・ 事業主体: 大阪市
- ・ 事業開始: 昭和56年8月
- ・ 総事業費: 約26億円(事業開始時点: 13億円)
- ・ 完了予定: 令和10年度(事業開始時点: 昭和58年度)

◆ 財源等

- ・ 本事業の財源は、国費(交付金)が50%、市費が50%(市費の90%が地方債、残る10%が税等)で構成される。
- ・ 急な買取請求に対応する必要がある場合は、全額を市費(不動産運用基金(旧先行取得会計))で取得し、道路整備工事までに、通常の財源構成からなる事業費で再取得(繰り戻し)を行う。

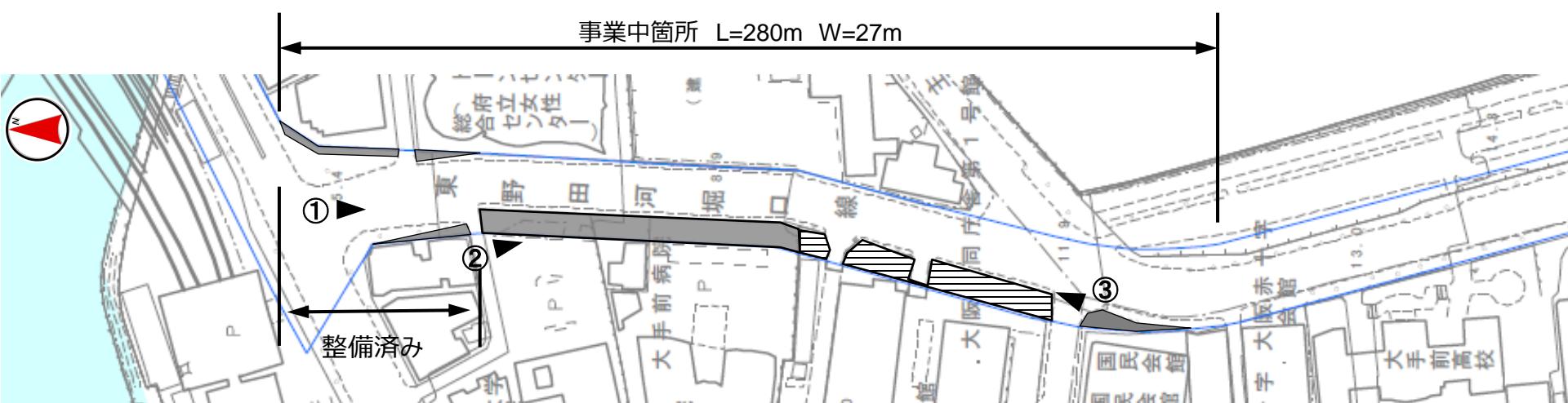
◆ 事業の流れ



3 事業の概況 ー 事業進捗



事業中箇所 L=280m W=27m



用地取得率：49% (面積ベース)
工事進捗率：6% (面積ベース)

進捗率：61% (事業費ベース)

凡 例

	用地取得済箇所
	残用地取得物件 (1件)

3 事業の概況 一 経過及び完了予定

	事業開始時点 (昭和56年8月)	前回評価時点 (平成30年3月)		今回(再評価5回目)評価時点 (令和5年3月)		
①経過及び 完了予定	都市計画決定:昭和21年5月22日 事業開始年度:昭和56年度 着工年度 :昭和56年度 完了予定年度:昭和58年度	都市計画決定:昭和21年5月22日 事業開始年度:昭和56年度 着工年度 :昭和56年度 完了予定年度:平成36年度		都市計画決定:昭和21年5月22日 事業開始年度:昭和56年度 着工年度 :昭和56年度 完了予定年度:令和10年度		
②事業規模	用地	工事	用地	工事	用地	
	用地取得必要面積 2,128m ²	整備必要面積 7,560m ²	用地取得必要面積 2,128m ²	整備必要面積 7,560m ²	用地取得必要面積 2,128m ²	
うち完了分	—		用地	工事	用地	
	—		用地取得済面積 896m ²	整備済面積 450m ²	用地取得済面積 1,046m ²	
進捗率 (用地・工事)	—		用地	工事	用地	
	—		用地取得率 42%	工事進捗率 6%	用地取得率 49%	
③全体事業費	13億円		23億円		26億円	
うち既投資額	—		14億円		16億円	
進捗率 (事業費)	—		60%		61%	

3 事業の概況 - 事業スケジュール

年度 工種	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
用地取得		用地交渉	用地取得								
	用地交渉	用地取得									
埋設工事				埋設調整	埋設工事			埋設調整	埋設工事		
道路工事					道路工事				道路工事		

◆ 事業期間の延伸について

- ・用地取得の遅れにより、用地取得完了予定を令和3年度から令和6年度とすることで、事業期間を3年延伸する。
- ・電線共同溝の整備と歩道橋改良による追加工事が必要となつたため、事業期間を1年程度延伸する。
- ・以上により、事業期間を4年間延伸する。

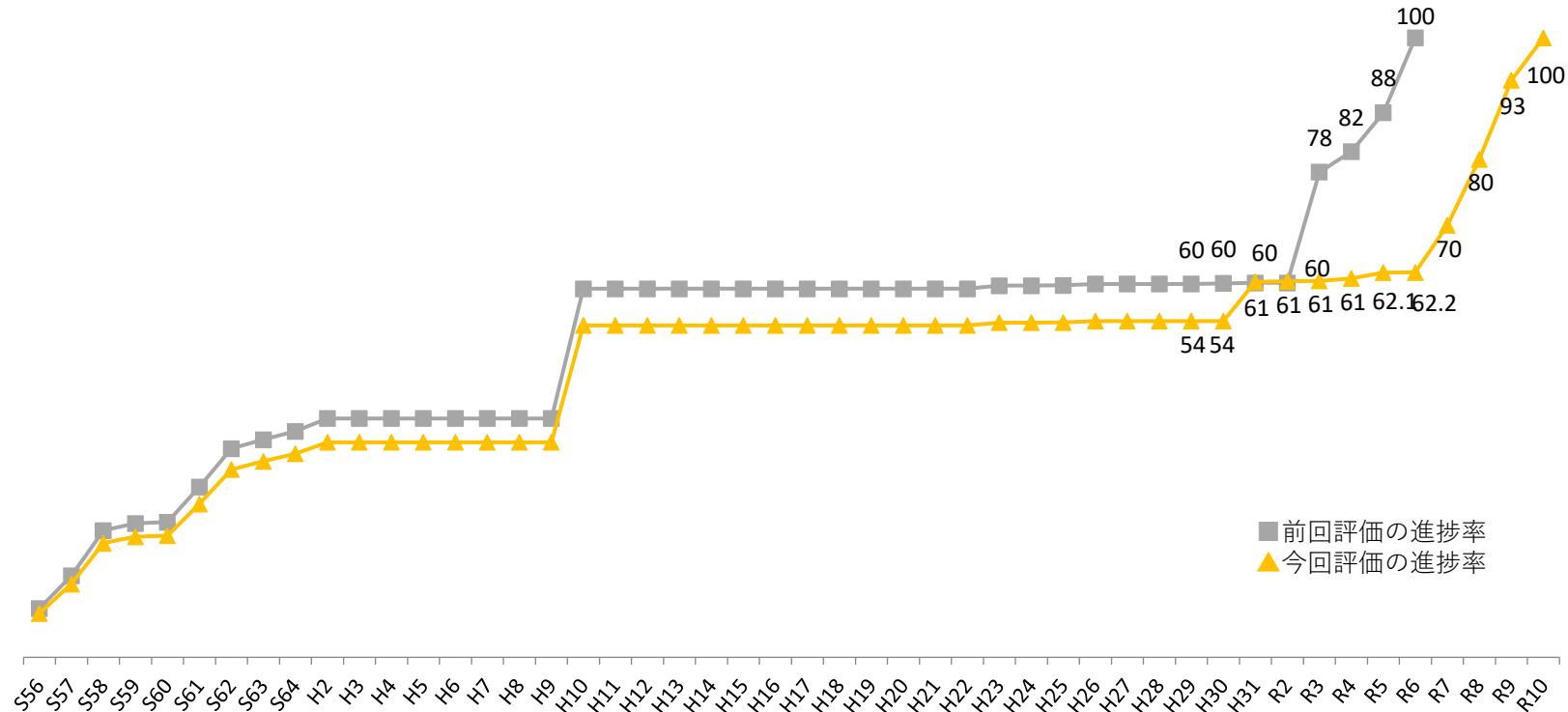
◆ 事業費の増額について

- ・前回再評価以降に「大阪市無電柱化推進計画(平成31年3月)」が策定され、都市計画事業に合わせて無電柱化に取り組むこととしたため、新たに電線共同溝整備費を計上した。

増減項目	前回評価 (事業費)	今後の見通し (事業費)	増減額	増減理由
用地補償費	19.1億	19.1億	±0億	—
工事費	4.6億	7.2億	+2.6億	・追加工事の発生(電線共同溝、歩道橋改良) +2.5億円 ・人件費・原材料費の高騰 +0.1億円
計	23.7億	26.3億	+2.6億	

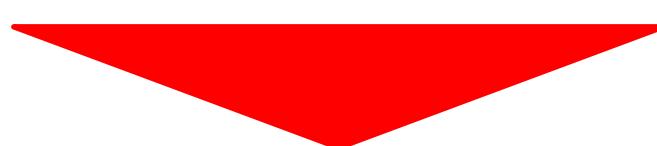
※事務費を含む。

進捗率の推移(事業費ベース)



4 事業の必要性の視点 ー 事業の必要性の評価 :「A～C」

- ◆ 本事業については、自動車交通の円滑化に加え、当該区間の現道の歩道幅員が狭く、交通安全上の課題から、歩行者等の安全性の向上を図るための道路拡幅の必要性は高い。
- ◆ 当該区間は、防災拠点までのアクセスルートとして、都市防災機能の向上を図るため、既設の電線類を地中化し無電柱化する必要性は高い。
- ◆ 費用便益分析の結果、費用を上回る便益を確認できる。



事業の必要性の評価: A～C

4 事業の必要性の視点 一 事業の効果

◆定量的効果の具体的な内容[効果目的・受益者]

[効果項目]

- ・交通円滑化効果
 - ①走行時間短縮便益
 - ②走行経費減少便益
 - ③交通事故減少便益
- ・歩行の安全性と快適性の向上

[受益者]

- ・市民
- ・道路利用者
- ・地域社会
- ・地域経済

◆費用便益分析[算出方法・分析結果]

[算出方法]

- ・費用便益分析マニュアル
(令和4年2月 国土交通省 道路局 都市局)に示された手法に準じて実施
- ・道路投資の評価に関する指針(案)
(平成12年1月 道路投資の評価に関する指針検討委員会)に示された手法に準じて実施

[分析結果]

- ・費用便益比 $B/C = 1.77$ (総便益B: 95.2億円、総費用C: 53.7億円)

◆定性的効果の具体的な内容[効果項目・受益者]

[効果項目]

- ・交通流の円滑化に伴う周辺環境の改善
- ・災害時における延焼遮断帯などの防災空間の確保
- ・供給処理施設(水道、ガス、電気、下水等)の収容空間の確保

[受益者]

- ・市民
- ・道路利用者
- ・地域社会
- ・地域経済

【参考】費用便益分析の概要

◆費用便益分析結果

供用年	令和 11年度
交通量推計年	令和 22年度
価格基準年	令和 5 年度
検討期間	供用年から50年

	交通量(台/日)
計画道路整備なしの場合	18,540
計画道路整備ありの場合	18,540

■便益（B）の算定

	走行時間 短縮便益	走行経費 減少便益	交通事故 減少便益	歩行者便益	合計
初年度便益(億円)	0.1	0.0	0.0	5.3	5.4
便益総額の現在価値(億円)	2.9	-0.7	-0.6	93.6	95.2

■費用（C）の算定

	事業費	維持管理費	合計
投資総額の単純合計(億円)	26.3	0.5	26.8
投資総額の現在価値(億円)	53.6	0.1	53.7

◆評価指標の算定結果

社会費用便益比CBR	B/C=	1.77
------------	------	------

◆費用便益分析に関する感度分析

交通量 (+10%)	B/C=	1.77
交通量 (-10%)	B/C=	1.77
事業費 (+10%)	B/C=	1.61
事業費 (-10%)	B/C=	1.97
事業期間(+10%)	B/C=	1.45
事業期間(-10%)	B/C=	2.14

5 事業の実現見通しの視点 ー 事業の実現見通しの評価 :「A」

- ◆ 用地取得率は50%に満たないものの、残る用地は国有地1件のみで、基本的には合意に達し、現在は補償内容等の交渉を進めている。
- ◆ 事業費については、重点的に財源が確保できる交付金にて事業を進めている。



事業の実現見通しの評価 : A

◆ 重点化の考え方

- ・ 本事業については、令和3年度に中間見直しを行った「都市計画道路の整備プログラム」において、令和7年度の完成としていたが、用地取得の遅れ等により令和10年度完成となる。
- ・ 「大阪市無電柱化推進計画(H31.3)」及び「大阪市無電柱化整備計画(R2.3)」において、当該区間は都市防災機能の向上に資するものと位置付けている。

◆ 事業が遅れることによる影響等

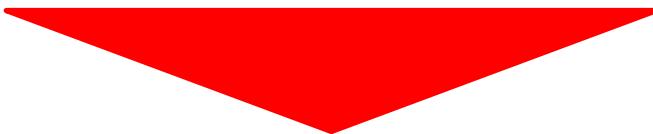
- ・ 歩行空間の確保による歩行者等の安全性の確保が遅れる。
- ・ 防災機能の発現が遅れる。



事業の優先度の視点の評価 : A

◆ 対応方針(案)の選択理由

- ・本事業については、自動車交通の円滑化に加え、当該区間の現道の歩道幅員が狭く、交通安全上の課題から、歩行者等の安全性の向上を図るための道路拡幅の必要性は高い。
- ・当該区間は、防災拠点までのアクセスルートとして、都市防災機能の向上を図るため、既設の電線類を地中化し無電柱化する必要性は高い。
- ・残る用地は国有地1件のみで基本的には合意に達しており、重点的な財源が確保できる交付金で事業を進めているため、事業完了の見通しは高い。
- ・以上から、本路線の事業実施の優先度は高い。



事業継続:A

8 今後の取組方針(案)

- ◆ 本事業については、自動車交通の円滑化や歩行者の安全な歩行空間の確保、さらには都市防災機能の向上を図るため、当該区間の整備を進めて行く必要性が高い。そのため、残る1件の国有地の用地買収を早々にまとめていくとともに、引き続き事業費の確保に努め、令和10年度末までの事業完了に向けて重点的に実施する。